

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 原田委員

28 ページ目の社会教育・生涯学習宿泊施設、八木山青年の家、庄内の生活体験学校、穂波青少年野営訓練所についてちょっと質問をさせていただきます。

まず、方向性の①に管理経費をあまり必要としない野営訓練所を除き、一箇所に統合することが必要であるこのように述べられてありますけども、野営訓練所をはずしますと、八木山青年の家とそれから庄内生活体験学校ということですよ。一箇所に統合するという意味合いがちょっとよくわからないんですが、このあたりを説明いただけますか。

○ 生涯学習課長

ご指摘のありました八木山青年の家と庄内生活体験学校ということに①のところからすると限定されるわけでございますけれども、この1箇所に統合するということにつきましては、いずれも建築年度が昭和38年度、これは八木山青年の家が昭和38年、それから庄内生活体験学校が昭和63年ということで、いずれも八木山については経過年度が45年、それから庄内についても20年近く経過してきております。したがって、いずれにせよこの施設につきましては老朽化に伴う大規模改修等がいずれ出てまいります。そういったことを考えますと、いまの利用状況、それから今後の維持管理にかかる経費そういったものを勘案いたしますとこれは1箇所に統合せざるを得ないのではないかというふうな考え方を持っております。ただ、当然利用の目的、そういったものも違っておりますので、今後そういったものも含めて詳細に詳しく検討して、そして総合的に判断をしてその方向性を定めたいというふうに考えております。

○ 原田委員

ちょっと今のは答弁としてははっきりしてないんですよ。1箇所に統合する、で、いま説明ありましたように将来どちらも施設的に古いと。八木山青年の家がこれはもうすでに44年経っておるわけですね。体験学校が20年経っているということでありますけれどもそうなりますとこの老朽化に伴う大規模工事等が必要になったときはと、小学校は、その他下の段ですけど、小学校の余裕スペースなどを有効利用して活用するというふうに書いてあります。ということはですよ、これはそのままとれば、要するに大規模改修が後で「もうやしませんよ」と、「あとは小学校の空きスペースを使ってやってくださいよ」としかとれないんですよ、これ。この方向性から見るとですよ。で、この内容について書いてありますと、青少年の健全育成に寄与するための拠点であるというふうに冒頭述べられてあります。整合性が取れないんじゃないですか、これ。このあたりをどのように考えてあるのかお尋ねをいたします。

○ 生涯学習課長

この内容にもありますように、今言われましたように拠点施設と、いわゆる生涯学習・社会教育の拠点施設ということでの活用と、これは必要なことだと私も考えております。従いまして、いま③の部分の読まれた部分、小学校の余裕スペースなどの有効利活用の是非についての検討という部分につきましてはこのとおりの文言でございまして、施設は1箇所は必ず残したいということで考えております。その場所につきましては、いま検討しているというようなところでご理解いただきたいと思います。

○ 原田委員

たぶん今の答弁だとはっきり言えないんでしょうね。言いづらいところがあるのかなというのはわかるんですよ、わかったのはいまそれだけです。それがちょっとわからないところばかりですよ、これ。何度も言いますように、この中で近隣にも同種の国有施設が設置されていることを考えると、ということは、これ多分に八木山ユースホステルのことと比較して言っているんじゃないかなと思うんですよ。これ、間違いはないですか。ちょっとこだけ確認さ

せてください。

○ 生涯学習課長

近隣の施設につきましては、いまいわれました部分に限定したものではありません。八木山の近くという限定した中の話でいけば篠栗の社会教育センターもございますので、それから夜須高原もございますし、そういった意味ではそこに限定したものではありません。

○ 原田委員

ということは、対象は八木山青年の家ということはいま言っていたわけですよ。比較対象としている、その今言っているのは。ということは、近隣の同種の国有施設が設置されているから、これは今後あまり必要ではない、というふうにとられるんですけども、その方向性ですか。お尋ねします。

○ 生涯学習課長

八木山という名称を出したのは八木山のそばにもそういったものがありますよという意味で出した部分でございまして、今まさに八木山青年の家、庄内生活体験学校、それをどのようにしていくかということの検討をしている最中でありまして、また、関係者の皆さんの意見も聞いていきたいというふうなことを考えておりますので、そこに限定したものではないということでご理解をいただきたいと思います。

○ 原田委員

ご理解もしたいんですよ。理解したいけど、この文言を見る限りはそういう理解にどうしてもならないんですよ、これ。明らかにこれ指差しているじゃないですか。それからいまずつと言いますけれども、方向性の①②③、最終的には大規模改修があったときには小学校の余裕スペースなどの有効活用をしますよと、これも考えますよということでしょう。ということは大規模改修しないということですか。このあたりちょっとははっきりしていただだけませんか。

○ 生涯学習課長

③番、読ませていただきまして、「老朽化に伴う大規模改修工事等が必要になったときは、自然環境に恵まれた小学校の余裕スペースなどの有効活用の是非についても検討を行う」ということとございます。ですから必要になったときには改修を行いますし、また、その使えない期間、あるいはその大規模改修、必ず1箇所①の中では1箇所に統合するということが出ておりますので、どういうところがどういうふうになるかわかりませんが、③はここに書いたとおりの、文言のとおりでございます。

○ 原田委員

すでにこの辺から答えにくい部分が出てきているというのは十分わかるんですよ。わかりますけど、この文言が基本方針としてここにあげられているじゃないですか。基本方針にこういう文言でいいんでしょうか。私そう思うんです。この文言からだと、今私が言った解釈しかとれないんです。これ今からですよ、検討を行うとか有効活用の是非について検討を行うと書いてあるんです。いいですか。前半部分では明らかにこれは近隣施設があるんだから廃止しましょうと言わんばかりの文章なんです。おそらく私の言いたいことは十分お分かりだと思うんです。はっきり言えないということもわかるんです。しかしながらもう少しこの文言をもっとわかりやすい形でやっていただきたいなと思うわけなんです。これ将来に向けて充実させていくなるともかく、将来に向けて廃止するような形にどうしてもとれてしまうんですね。先日の本会議の一般質問でも私行いましたけれども、生活体験学校にしても今から全市的な一つのグループに、5つないし6つの小学生が一つのグループとして活動が始まったばかりですよ。まさに執りついたらばかりであります。そういったものを今から充実していこうかというときにこういった小学校の余裕スペース云々を使ってやりましょうよと。お金はかけませんよとしか取れないじゃないですか。はたしてこの文言、このまま通していくおつもりなんですか。ちょっとお尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:21

再 開 13:23

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習課長

今申されました文言につきましてでございますが、ここに書いておりますとおり③につきましても有効活用の是非、いわゆる是非か非かということの検討を行うというようなことで記載しておりますので、文言についてはこのままでいかせていただきたいというふうに思っております。

○ 原田委員

今後についてもこのままいかかせていただきたい、というところが難しいところがあるわけですね。これは今わかりました。大体基本方針ですからこの文言をいじるということとはできないわけですね。これを基にして今からやっていくわけでしょう、たたき台として。ぜひ今から内容を、こういう誤解を受けるようなことは改めていただきたいなというふうに、このように思うわけであります。このまま文章を読みますと、何度も繰り返し言いますように、これは廃止して、それからいずれ大規模改修が合ったときには、これも取り壊して小学校のあいたところを使いなさいと、こう受け止めればやれるわけです。基本方針は基本方針でいいんです。そういうことを念頭にふまえたうえで、そこで生涯学習としては将来に向けて充実してしていると私は信じておりますけれども、その辺はこの文言どおり私が言った理解は間違っていると、そう思っていていいわけですね。これだけ最後ちょっとお聞かせください。

○ 生涯学習課長

ちょっと答えのピントがずれましたらお許しいただきたいんですが、生涯学習の生涯学習活動、あるいは青少年のいわゆる社会教育関係、これにつきましては今後も力を入れてますます発展させていきたいという方向での気持ちを持っております。ですから、考え方ちょっと、ご質問の趣旨とは違っていましたら申し訳ありませんが、我々は今後もそういった方向でがんばっていきたいというふうには考えております。

○ 川上委員

もう少し質問を続けます。23ページに給食センターのことがあります。23ページです。これについて1件だけお尋ねをします。学校給食センター廃止後の跡地については民間譲渡(売却)の方向で検討を行う、と書いてあるんですね。内容という下の方では、検討することが必要であると、やや強い表現になっているんですが、学校給食センター廃止というのはいつ頃になる見通しですか。

○ 学校給食課長

センターにつきましては、一応自校方式に移行するというところで学校運営審議会の答申もいただいている方向で、ただこれにつきましては、小中学校の統廃合等がございますので、それが確定した時点でのこととなるので今のところお答えしようがございません。

○ 川上委員

答えようがないような時期のことをどうしてこんなに早々と①②の二つの柱の一つとして民間譲渡の方向で検討を行う、というふうに書いておるんですか。

○ 学校給食課長

前段の小中学校の統廃合の検討がありますので、それにあわせて同じく検討していきたいと考えております。

○ 川上委員

公共用地として利用するかもしれないわけでしょう。こんなことを書けば公共用地として利

用する余地がなくなる可能性のほうが高いでしょう。いつ学校給食センターなくなるのか全然わからないのに、あんなに便利のよいところを売ることだけを決めるというのは私は違和感がありますけど。どうしてですか、これは。

○ 学校給食課長

内容につきまして一番下を書いておきますとおり、民間譲渡の方向で検討することが必要であると書いてありますとおり、今後検討していく、これも含めて検討していくということです。

○ 川上委員

かち合った質疑応答をしたいと思うんですが、答弁をお願いしたいと思うんですが、なぜいつ廃止にするかわからないようなものを、今の段階から売却するというので決めていくんですか。売却する方向で検討する必要があるという必要性の裏づけを少し説明してください。

○ 学校給食課長

本年度颯田センターを廃止しましたので、それにあわせて同じような検討をしていきたいという考え方です。

○ 川上委員

そういう答弁を続けるんだったら、学校給食センター跡地、何ヘクタールありますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:29

再 開 13:31

委員会を再開いたします。

○ 学校給食課長

飯塚学校給食センターにつきましては、地番が横田809番地、面積につきましては5428㎡です。

○ 川上委員

これは元々どういう土地だったんですか。

○ 学校給食課長

聞き及ぶところによりますと、旧二瀬町役場だったということです。

○ 川上委員

40年ほど前、昭和38年に旧飯塚が二瀬、幸袋、鎮西と合併したわけですよ。そのときの二瀬町の大事な行政施設だったところですよ。二瀬の方々にとっては非常に愛着のあるところですよ。すぐ向こう側には公民館がありますけど。そういうのをあなた方はいつ廃止するかわからないんだけど、とにかく民間に売りますと、今の段階でもう書いておるわけです。なぜ今の段階で売却する方向というのをこの基本方針の中で打ち出さないと聞いているわけですよ。答弁を求めます。

○ 教育部長

颯田の給食センターと飯塚市の給食センター、二つセンターがあったわけですが、平成19年度で颯田を廃止いたしまして、飯塚市のほうに統合しております。給食センターの跡地につきましては颯田の給食センターの跡地と飯塚給食センターの跡地が二つあるわけです。ご存知のように行政財産、これ廃止しましたら普通財産になるわけですが、普通財産になったときについては、他に行政財産に使い道はないかということをもまず検討いたします。そして、他の行政財産に使い道がない、というときにつきましては普通財産として売却という道があるわけです。ここに明記しておりますのは、颯田の給食センターにつきましては、これは普通財産にしておるわけですが、行政財産として使わないというような方向性が出ておりますので、これは売却という方向になるわけです。飯塚市の給食センターにつきましては、今ご指摘がっておりますけれども、これにつきましては今から先自校式という方向

性がでておりますから、それに沿ってこの効用がなくなったときには廃止という形になったときにやはり今言いました手続きの下に行政財産で使うのか、もしくは普通財産で売却するのかが出てきますけれども、ここに明記しておりますのは、いま言いますように颯田のセンターにつきましては、これは行政財産としてはもう使わないという方向性もありますので、ここに一つ明記しておると。それから、将来的にもそういう形の中で売却もありえるよ、ということを書いておるということでご承知をお願いしたいと思います。

○ 川上委員

これは颯田の学校給食センター跡地という意味ですか。

○ 教育部長

言われますとおり、颯田の跡地、センターの跡地もあるし、将来に向けては飯塚のセンターもあるということも検討の中には入るということです。ただし、今言われますように飯塚のセンターにつきましては課長が答弁しましたように、これについてはいつになるかわからないということもございますので、そのときにきちんと検討するということです。

○ 川上委員

それだったらわざわざ基本方針の中に二つの柱のうちの一つとして入れる必要はないと。通常の行政のルールで処理できることじゃないですか。非常に違和感を覚えるわけです。

次に25ページ、文化会館について書いてあります。下の内容のところも読んだんですけども、わかりにくいのが1行目の後ろから書いてあります「存続させる必要があると考えるが」という言葉が挿入されていることなんですよ。これはどういう意味がこもった文章なんでしょう。

○ 生涯学習課長

この①番につきましては、「存続させる必要があると考えるが、管理運営にあたっては」とさらに続いております。この部分では施設そのものについて標記したというふうに記憶しております。ですから、文化会館という施設、これについては存続すると。しかしその運営にあたっては指定管理者を継続させていくことが必要である、とこういうふうなことでつくったというふうに記憶いたしております。

○ 川上委員

ここはわずか4行しかないんです、文化会館については。その中で存続させる必要があると考えるが、ということ織り込まなければならない理由がないでしょう。いまの答弁であればこの言葉がないほうがすっきりするわけですよ。資料の1を見ますと、3ページですが、93番が文化会館になっていますね。これをずっと見ていきますと、耐用年限、残存年数が34年となっておりますね。だから、存続させるのかさせないのかというのは問題になりえないんですよ、私の感覚で言えば。教育委員会のほうで存続させるのかさせないのかという議論をしたんですか。お尋ねします。

○ 生涯学習課長

この方向性を定める段階でということであろうかと思いますが、当然存続という前提の下でしておりますので、これについての論議はいたしておりません。

○ 川上委員

そういう議論してないんだったら、どうしてこういう言葉がここに入っているんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:39

再開 13:40

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習課長

この「存続させる必要があると考えるが」という文章を入れておりますのは、この内容の2段目といたしますか、7行目から全国の状態を若干述べております。この中で、廃止されるところも少なくないというようなところの表現を入れておりますので、あえて存続させる必要があるという表現をいれたということでございます。

○ 川上委員

今晚、立岩公民館でタウンミーティングがあるでしょう。私と同じような質問が出たらそういうような答弁できないでしょう。4段目、あなた方たちも書いているじゃないですか。「老朽化に伴う建替えや大規模改修工事等の際には近隣自治体と協議を行いながら共同設置（統廃合後に一部事務組合の施設として設置または共同利用等）の是非についても検討を行う必要がある」と議論しているじゃないですか。だから、本市としては廃止をするというようなことを含めて検討したんじゃないですか。そうでなければこういった文言が入るはずがないでしょう、内容の中で。生涯学習部で議論してないものがどうしてここに載っているんですか。理由を聞きます。

○ 生涯学習課長

いろいろご質問されておりますけれども、文化会館をなくすというようなことの検討は一切しておりません。ここにいろいろ内容として書いておりますのは、全国的な流れであるとか、あるいは今申された老朽化による建替え云々の部分についてはこういったものも視野の中に入れておく必要があるのではないかとというようなところで表記はしておりますけれども、廃止するというようなところの論議は一切しておりません。

○ 川上委員

廃止することがいけないというんだったら、存続させる必要があると、当たり前じゃないですか。あと34年も耐用年限があるのに。いま市民がみんな喜んで使っているじゃないですか。近隣住民も含めて。わざわざ書くほどのことではないでしょう。それをわざわざ書いているというのは私が一番最後に指摘した読み上げたところの下り、これが意識されているからでしょう。で、これはどういう議論をしたのかお尋ねします。老朽化による建替えや云々、一部事務組合云々というところ、どういう議論をしたんですか。

○ 生涯学習課長

教育委員会の中ではこういった目線、いわゆる視点、こういったものも入れておく必要があるだろうというようなことでは書いておりますけれども、論議というほどのものはいたしておりません。

○ 川上委員

教育長ね、給食センターのことも聞いているんですけれども、基本方針というのは、教育委員会が責任を持ってここに書いているわけでしょう。教育委員会で議論というほどのこともしていないものがここに載っているという答弁なんですよ。教育長、責任者としてちょっと答弁しなおしてください。

○ 生涯学習部長

議論といたしますか、教育委員会内部で話はこの文言については先ほど課長が言いましたように存続させる必要があると考える部分につきましても先ほどこの文章中の7行目ほどに書いておりますように、全国で約3000近くのホール等がございます。そういうホールにつきましても、いろいろ大規模改修等の必要性を生じた場合に廃止されるとかそういうものが全国的に見て少なくないというような傾向にある中で、あえてここに存続をさせる必要があるというような文言をさきほども課長が言いましたように、ここにさせていただいておるような状況でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○ 川上委員

そんなの聞いてないでしょう。後でまとめて言ってくださいよ。廃止されるホールも少なく

ないものとする、というのはどういう日本語ですか、これは。あなたたち調べたんでしょう。こういう事業でどこでいくつ廃止されておると。調べたんじゃないですか。こういうのを含めて、一部事務組合が云々と書いているでしょう。どういう議論をしたんですか。教育長、どういふ議論をしたんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:46

再 開 13:50

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

大変失礼します。先ほどの件につきましても教育委員会内部でこの論議というところでございましたけれども、実質的な具体的論議ということではなく、例えばこの存続させる必要があるかといったときに、この筑豊圏域、同じ生活圏域のなかの住民の有効利活用を図るということで、例えば近隣に同じような施設、嘉麻市とかあるいは現在の桂川町等にそのような施設があるときに、古い施設が廃止になったような場合に共同利活用ができるのではなかろうか、というような形でこのコスモスコモンの位置づけの中でこのような文言を挿入させていただいております。

○ 川上委員

教育委員会ではよく議論しておらないと、おらないけれどもこういうことを載せたという答弁ですね。そこで、基本方針なんだけど、すでに桂川町だとか嘉麻市とこういう方向で話をしておるのではないですか。

○ 生涯学習課長

したことはございません。

○ 行財政改革推進室主幹

この文化会館については、嘉麻市それから桂川町とは具体的な協議あたりは行っておりませんが、昨年末から相互利活用と、事業も含めてお互いに相互の事業展開という中で、嘉麻市、桂川町の行革担当が集りまして、全体的な考え方の基で話をしております。

○ 川上委員

だから教育長に答弁を求めているじゃないですか、最初から。教育長答弁できないんですか。

○ 教育長

答えになるかどうかはちょっとわかりませんが、基本的には文化会館は飯塚市の貴重な文化の振興の拠点であることは間違いのないわけですので、これはどちらの文章も存続を大前提にして文章表現をしたというふうに私は認識しております。建物は建てた段階から耐用年数はあるとはいいいながらも新しくなるわけではないので、これから先はどんどんどんどん古くなってくるわけですので、当然その老朽化に伴う云々というくだりにしても今後そういうことも含めて考えていかなきゃいけないということで、絶対存続をさせていくことを前提にしてみんなで利用できるそういう文化会館を作っていかなきゃいけないということが前提になっていると、そういうことでこういう表現をしているんだということでご理解いただきたいと思っております。

○ 川上委員

次に、26ページ――

(発言するものあり)

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:54

再 開 13:55

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

26ページの歴史資料館、郷土資料館に関連するところでお聞きします。ここで、歴史資料館等は3箇所設置されているが、うち2箇所は利用者数が極端に少なく、本市の行財政資源、ちょっと略して、類似団体における整備数等考えると、一箇所に統廃合する必要がある、とここまで明確に必要なと書いているのは珍しいんです。どうして1箇所に統合しないとならないのか、しかしこれを読んでもわからない。説明を求めます。

○ 文化財保護課長

1箇所に統合いたします理由といたしましては、飯塚市ほか1市4町が合併いたしまして、各飯塚、穂波、庄内には国指定、県指定、市指定の文化財がございます。で、分散をしておりますと統一的に観覧できませんので、これを1箇所に集めて歴史を、流れがわかるような展示をしたほうがいいだろうと。それで、規模が一番大きくて単独施設であり、入館者の多い施設で公開するほうが効果的ではないか。そういうことによって、文化の振興が図れるんじゃないか、というのが第一の目的であります。それと2番目としまして、2箇所の施設につきましては資料でお示しをしておりますが、入館者が大変少ないわけですね。そういう状況もあります。また、3番目としては本市が行財政規模といいますか、そういったものとか類似団体の設置状況を考慮いたしますと、1箇所に統合したほうがよいだろう、ということでございます。

○ 川上委員

答弁では最初に1点目として文化の振興に結びつくだらうというふうに言われたんですね。ところが、その観点はこの中にはどこにもないわけですよ。本当にその観点が1箇所にする目的なら、そのことが記載されておかないかんですね。どうして書いてないんですか、そのことが。

○ 文化財保護課長

この内容のなかの前段で、歴史資料館、郷土資料館は郷土の歴史学習を推進する拠点施設であり、文化財の常設展示や企画展、学習会、講演会を実施している、ということで、これを一応文化の振興ということですね。それで文言としてはここに書いておりませんけれども、内容の中には事務といたしましては、入れているというふうに考えていただきたいというふうを考えております。

○ 川上委員

こちら辺でも入ってないですよ。むしろ、3施設あるんだけど、2箇所は利用者数が極端に少ないという云々、3つ理由が書いてますけれどもね、あんまり費用対効果で役に立ってないといわんばかりの書き方ですよ。だから2施設はやめるんです、というふうにしに読めない。でも、これほど文化の問題を乱暴に扱った表現はないと思いますよ。だから、行財政改革が書いたか教育委員会が書いたか知りませんが、財政的なメリットが財政縮減効果が生じるということも考慮にあるんですか。だとすれば、その額はどれくらいの額とっておられるのかお尋ねします。

○ 文化財保護課長

財政的な縮減でございますけど、現在庄内歴史資料室につきましては、指定管理者制度を導入しております。その中で管理されておりますので、そこに当てております費用といたしましては、電気代とか清掃代程度でございますけども、穂波の郷土資料館につきましては、現在穂波図書館と複合施設でございますので、費用的には両方入っているわけでございますが、人件費用含めまして約1,500万円程あるんですね。それで、穂波の郷土資料館のことにつきましては、人件費用をちょっと外しますと、約500万円程度の運営経費がかかっているという状況でございます。

○ 川上委員

その500万円を削るためにやろうというわけではないということでしょう、今の答弁は。いまかかっている、ということだけのことなんでしょう。

○ 文化財保護課長

あくまでもそれを現在の施設の維持のために考えているということでございます。

○ 川上委員

ですから、もう少し冷静になって文化の問題を考えてもらいたいと思うんですよ。とにかく52億円から出発して、お金がない、お金がない、お金がない、といいながら無駄遣いは何ぼでもあるやないですか。そういう状況の中で利用者が少ないし、費用対効果も進んでないというようなことだけで、それが先にたって統廃合というのは拙速だと思いますね。

次に、27ページの図書館と公民館図書室の問題についてお尋ねします。特に④なんです。小学校等の図書室は、小学校等の整備計画と併せて地域住民が利用できる一体的な図書室として多機能化を図ることの是非について検討を行う、と。わかりにくいですね。ちょっと説明してください。

○ 生涯学習課長

この部分につきましては午前中の学校施設のところで議論がございましたけれども、その⑤のなかの、小学校が地域コミュニティの中核的施設となることが予想されることから小学校施設の複合化、多機能化というようなところの論議が午前中にございましたけれども、それと関連した部分で、公民館の図書室あるいは学校の図書室、こういったものとの将来的な話ではございますがそういったものと一体的な図書室として多機能化を図ることの是非についての検討を行う、というようなことで方向性を示させていただいているところです。

○ 川上委員

市立図書館だとか公民館の図書室を児童生徒が積極的に利用するのはもちろん推奨しなければならないわけですね。法的にもそれがあっても、学校の図書室の図書を児童生徒以外の一般の市民が積極的に使うということについては、慎重に考えなければならぬところがある、と思うんですね。で、今でも学校図書室の蔵書というのは十分ではないです。古いのもたくさんありますね。そういう要件の中で本当に子どもたちに読んでもらわなければならない本がたくさんあるんだけれども、いざというときには大人が借りて行って子どもが読めないということが仮にあったら困るでしょう。そのこのところの問題については何か今の段階で検討されていることがありますか。学校教育課のほうで答弁を求めます。

○ 教育総務課長

質問委員が言われるとおり、学校の図書が十分かといいましたら、必ずしもそうでない学校もございます、なかには。そういう意味も含みまして、例えば今公民館に設置しています図書室等を隣接させるとか併用できるようなことであれば、そちらの図書も児童生徒が活用できるということを主眼として、この文章は組み立てられておるといふふうに考えております。

○ 川上委員

その答弁にもかわらず、内容の下から3行目を見てください、27ページの。学校図書室を地域住民が利用できる図書室としての機能を併せ持つ、というふうに書いてあるわけです。だから、今答弁があったことが逆なんですね。地域の方がより充実した学校の図書室、図書を使うことができる、というふうにいっていると思うんですよ。だから、どのくらい充実すれば子どもに迷惑がかからないとか、子どもの権利を保障しながら地域が住民が使うことができるかという線引きがあるんだけど、このこのところの整理をしないで学校のほうをどんどん地域住民が使えばいいじゃないか、というのは少し学校教育という観点から言うと筋が通らないところがあるわけです。その逆はいいんですよ。自治体の図書館から大量に学校に一定期間貸し出して、というのはいいいんですよ。その逆は学校教育を保障するという点で言えばね、具合

が悪いんじゃないかというふうに私は考えるんです。だからここは安易にこういう方向で走るべきではないということを指摘して質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 人見委員

長くならないようにしたいと思います。まずこの示されている基本方針の具体例で言うと、21ページ、例えば幼稚園の件について、るる質問がなされておりました。いわずもがなというか、内容のほうを見ていると、また方向性の中でも本当にこういう表現、こういうふうな検討がどこでなされ、今回このような形で示されておるのか、質疑・やり取りを聞いてて、何がしか不安に思うところもありました。そこで、保育所の場合は、公立保育所運営検討委員会というものが毅然としてこうした協議機関がありました。で、旧飯塚市の幸袋、鯉田、目尾を3園を1園に統廃合するときも、幼稚園検討委員会というのがありました。今回こうした、規模がさらに大きくなったんです。まさに合併という大事業をやった後なんですね。そうした折に、わかるんですよ、こういう時間がないというか、早く行財政改革の実を得たいということはわかるんですが、あまりにもどこかしら拙速すぎて将来に大きな禍根を残すのではないかと、という、いくつかの問題をはらんでいるような気がするんで、僕はあえてこの幼稚園の関係の1園は残して2園は民間移譲だとか、廃園かというようなことに打ち出しがなされておりますが、改めてこれを協議して基本方針をこうやって提示されている、このメンバーの中に幼稚園関係者や保育所関係者や、そうした方々がおられるとは私の目には映らないですよ。それで、このまんま10月、11月、そういう意味では素案が出て、実施計画まで出されると言うが、本当にこれでいいとお思いですか。特段そうしたことを幼稚園に限ってみても旧飯塚市の狭い地域の中でもそうした検討を重ねてきたんです。さらにそれから数年かけて統廃合という方向に行ったんです。となると、そこまでとは言わないにしろ、あまりにも拙速すぎはしないかというようなことで、そうした審議会等が、検討委員会等が、はたしてあったのかなかったのか、その点お願いします。

○ 行財政改革推進室主幹

昨年の7月に公共施設等のあり方検討小委員会というのを立ち上げております。この委員、26名で構成いたしておりますが、行財政改革推進委員会の4人、それから有識者ということで、本市の関係審議会ということで総合計画審議会とか、人材育成施策推進委員会等の11の関係審議会の委員さんに入っていて、それ以外は地域代表ということで5名、公募市民6名ということで26名の委員で構成いたしておりますが、この委員会で昨年あり方検討小委員会は4回それから、それぞれ専門部会、2つの専門部会を作りましたが、それぞれ5回開催いたしております。計14回開催した中で、この基本方針の答申を受けております。今後につきましては、スケジュール等の中でもご説明をいたしましたが、今この基本方針を関係団体、地域等市民の皆さん方に説明をいたしまして、またご意見等を聞きまして、素案をたたき台となる、審議のたたき台となる素案を9月中には作成いたしまして、それからパブリックコメントの手法に倣っていろいろな意見をお聞きし、また、関係団体、地域の意見を聞きながら最終的には11月末までには実施計画を策定していきたいというふうに考えております。

○ 人見委員

それで、専門委員会の議事録というか要点筆記の会議録を見させていただいておりますけど、幼稚園に限って言えば3ページから3、4、5ページでやり取り終わりですよ。で、僕はずっと小中学校の部分なんかどこにあるのかなと思って今見ているところなんですけど、もう何ページもないですよ。そして、この専門委員会なり、あり方検討小委員会、そしてこのおおもの公共施設の審議会、いずれにしてもこのたたき台を作ったのはそれぞれの所管なんでしょう。幼稚園について、このあり方検討小委員会に提出をされた案を作成されたのはどこですか。

○ 行財政改革推進室主幹

行政の内部組織ということで、行革の推進本部の下に行財政改革の推進会議というのがございます。その中に分科会というのを施設のあり方を検討する分科会ということで、5分科会作っております。またもう一つが施設の使用料等の受益者負担の検討会ということで一分科会、6分科会を作っておりますが、この幼稚園に関しましては、学校教育児童福祉施設分科会で検討していただいております。

○ 人見委員

全体ひっくるめて今言われた分科会のメンバー構成、名前からきちっと出していただけますか。資料として要求して構いませんか、委員長。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:15

再 開 14:15

委員会を再開いたします。

執行部におたずねします。ただいま人見委員から要求がっております資料は提出できますか。

○ 行財政改革推進室主幹

提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま人見委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。出来次第皆さんに報告いたします。

他に質疑はありませんか。

○ 人見委員

それで、私は学校にしても小中学校にしても、この幼稚園にしても、いくつか、全体とは言いませんけれど、少なくとも専門家の方や保護者の方、各班の方々にきちんと参加をいただいて、タウンミーティングだとか地域懇談会だとかそれはそれで大事なんだけど、まさにそうした案を提示する前提として、明確にきちんとした審議検討がなされて、私は提示されるべきものが、この中にも小中学校をはじめ、教育、福祉等々があるような気がする。そこで、具体的に幼稚園に限って言えば今後どのように、いま午前中からの答えのようにタウンミーティングや地域懇談会、保護者との懇談会等々だけで次の素案、実施計画等々の作成に臨まれるのか、あわせて小中学校はどうなのか、お伺いしたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:18

再 開 14:29

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

小学校それから中学校、幼稚園、学校教育関連施設につきましては市民の皆さん方にとって特に重要な施設ということで認識はいたしております。そういう中でスケジュールの中でもご説明をいたしました。基本的には11月末までに策定する第1次の実施計画につきましては9月末までに審議のたたき台となる素案を作りまして、それから関係団体、地域、保護者等、いろんな会議等でお示しをした中で御意見等をいただきながら、また、パブリックコメントに

ならって意見を募集しながら最終的には11月末までに策定をしていきたいというふうに考えておりますが、課題・問題点を整理検証する中で、また、市民の皆さん方の意見を聞く中で時間をかけて、また、慎重に検討する必要があると認められるようなものにつきましては、来年策定いたします第2次実施計画に盛り込むということも考えています。

○ 人見委員

時期的には第1次計画、第2次計画というのは分かるんですけども、それはそれとして、私は給食センターの問題でも、要するに学校給食審議会の答申をいただきながら、なおかつ広範な意見を取り入れて自校方式という方向が答申されてきたわけですよ。となれば、例えば幼稚園の関係からしても民間に渡してひとつだけ、障がい児等の、私立幼稚園、保育所と同じなんです考え方は、私立幼稚園では担えないところを、公立が担うんだと、だからせめて1園は残すんだとか、こういいながらなおかつ公立保育所の意義だとか、公立幼稚園の意義だとか、これをどのように明確に位置づけて行くのかとか、さらにいえば、僕は幼稚園のことで保育所の関連なんか全然出てきてないといいたいです。実はもう就学前教育といわれてるわけですよ。保育所も幼稚園も無いよという意見だってあるわけですよ。県のレベル見たら、県には何にも無いんですよ、公立幼稚園の所管課というのは基本的には何もないんです、すべて市町村が責任を持つんですよ。そうすると最終的には就学前の教育となれば市が責任をもって小中学校の義務教育につなげて行かなきゃいけない、そんな観点さえも出てくるんですよ。それを役所の人たちが素案を定めて検討委員会なるものに提案し、2、3ページの会議録で終わって、そしてそれでここで議論をまたしたような形にはなってるけれども、そうした市民とのタウンミーティング等々だけで本当にきちんとした、整然としたというか、専門性も含めてそんな機関がないといかんと僕は思うんですが、それでもそういうふうな方向性は見出せないですか。

○ 行財政改革推進室主幹

現時点では個別の施設ごとに審議会を立ち上げてまして答申なりをいただくということは考えておりません。

○ 人見委員

数字だとか、行革の推進だとか、その観点だけで、なおかつそういったしっかりとした審議を経ずして、役所の中で練り上げられた案だけで、私は、いってほ根を残すというふうに思います。小中学校に関しても通学区の審議会はあるんですよ、通学区も含めてとなってるんですよ、そしたら統廃合再編の問題なんていうのは、はたしてこのような形の形式だけで地域住民の方に訴えられるのか、提示できるのか、甚だ私は疑問に思います。やはり慎重に期すべきは慎重に期す、ある意味では勇気というか、慎重さがあるべきだと思っておりますので、ぜひとも、ここで言わないとどこにも言う場所がないんですよ、だから私としてはそうした幼稚園、学校、このあたりに関してはきちんとした専門的な審議会を設けて、改めて、方向性はいいですよ、役所が示す方向性は。改めてそうした専門的な機関からのきちんとした議論の答えを得て地域住民の方々に示すべきだ、と言っておきたいと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 安藤委員

今のことに関連してなんです、私も勘違いしてたんですが、分科会というのが出てまして、分科会の中でこれからまた審議されていくのかなと思っていたんですが、分科会で既に審議されたものがここに載ってるということだというふうに、いま聞きまして、それではこの中で検討を行う、検討を行うと書かれていまして、検討を行うというのはどのように検討を行っていくのか、どこのどなたがどのようにして検討を行っていくのかということをお聞かせください。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほど答弁いたしましたのは、この基本方針の答申に当たって、分科会で協議を行ってきたと。今後におきましては実施計画を策定していきますので、市民の皆さんの御意見等を聞きながらこの分科会で検討していきながら素案を作ってまいりますし、最終的には実施計画を策定していきたいというふうに考えています。

○ 安藤委員

例えば幼稚園なんですけど、2番で書かれています部分では、大規模改修をおこなって存続していくのか、または、小学校中学校との整備計画とあわせて複合化を行うか、というのはものすごい大きなテーマだと思うんです。こんな大きなテーマを、いうなれば9月末の素案の中で本当に出せるの、というのが私の思いなんですけど、じゃあその素案というのはどこら辺まで示すものを素案とお考えなんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この実施計画では、統廃合も含めた具体的な事柄を記載したものを予定しています。

○ 安藤委員

具体的な学校名が出てくるとか、そういうことになってしまうわけでしょうか。

○ 行財政改革推進室主幹

原則としましてはそういうことでございます。

○ 安藤委員

なんといいたいでしょうか、学校とか幼稚園というのは地域にとって一番身近に感じる部分でございますし、本当にそれぞれが歴史をもって存続しているわけですが、当然、公の施設のあり方といいたいでしょうか、大きな市になった場合には色んなものを統廃合して行かなければいけないという流れは勿論分かりますし、その中では本当にきちんとした説明責任というのがあると思います。その中で住民の皆さんが本当に納得していただけるかどうかというのが最終的には一番判断の基準になると思いますので、その説明をするためには十分な議論といいたいでしょうか、今言いましたように本当に大きなテーマをこの中に掲げてあって、本当にそうであればいいなということもたくさん書いてあるわけです。それが本当にこの9月とか11月とかいうこの期間の中で十分に出来るのかどうかと。先ほども審議会という話も出ていましたけれども、もう少しその辺は本当に慎重に本当に大きなテーマだと私自身も考えていますので、そこらへんはお含みおきといいたいでしょうか、しっかり検討していただきたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 永露委員

簡単にいきます。まず小学校、中学校の両方にまたがることなんですけれども、小中一貫校の設立の是非を検討するという表現がなされています。まず、この小中学校の一貫校の設立ということに対する飯塚市の基本のお考えをお示しいただきたいということと、現状どういふふうな状態にあるのか、学校において小中一貫をめざしてどのような状況にあるのか。

○ 学校教育課長

飯塚市教育委員会としてましては、調査研究事業ということで小中一貫教育のあり方について本年度から研究事業を実施しているところです。その該当校は颯田小学校、中学校の組み合わせ、もうひとつは菰田小学校、菰田中学校の組み合わせでございます。そのそれぞれの二地区につきましては1小学校から1中学校への進学ということで、その調査研究が進めやすいだろうということも考えていますが、学校のほうから希望が上がってきたことと併せての指定事業となっているところです。前後しましたが教育委員会としまして、この一貫教育を主として調査研究にあたりたいと考えましたのは大きく2点です。小学校6年生から中学校1年生に進学しますときにいわゆる中1ギャップという問題がありまして、不登校の子ども数が、その段階で急激に増加いたします。そのひとつの壁を取り払う方策として有効な手立てを探りたい

と考えています。また、小学校5、6年生から中学校1年生にかけまして学習の壁にぶつかり学習理解度の厳しい子どもの層が増してきます、その状況打破のためにも効果的ではないかというように考えてこの調査研究事業をスタートさせたところでございます。

○ 永露委員

私も小中一貫をやるということに対しては基本的に大賛成なんですけど、ただこの小中一貫校をやるかやらないかということも、当委員会での検討課題になってるわけです。そこで私どもが小中一貫教育に対する是非について色んな議論をやる上で、例えば今年の6月に朝日新聞で出されていますが、ここに菰田と穎田の件が書かれています。菰田においてはもう既に小学校と中学校で両校の教員の勉強会、研究会が行われているという報道がなされています。ということは現場においては、例えば菰田においては、菰田小、菰田中学校において基本的に一貫校でいくという方向のもとに動きが進んでいると私は解釈しているんです。それは、個人的にはこの考え方に賛成なんですけど、ただ、今検討委員会や私どもの特別委員会で基本的に是非についてどうなのかということについては、具体的には何ら議論がなされていないんです。その中であって既に現場においてはもうその方向付けで、その方向に向かっていろんな行動がなされている。穎田においてもその方向にむかって進むんだと動きをやって行くんだというような形の中で、そういう状況の中で、じゃあ、我々が根本に戻って是非についてどうするかといったって、具体的に現場の問題と我々の議論にギャップが出てくるんじゃないかと思うんですけどね、その点についてはどうですか。

○ 学校教育課長

先ほどの私の説明が不足していたことを振り返っております。この特別委員会で検討される内容はハード面であろうと考えています。私が先ほど説明をさせていただきました、小中一貫教育のあり方については、いわゆるソフト面であります。一貫教育を推進するために教員がどのような交流をするのか、そして内容はどのようなことに取組んでいくのか、そのような調査研究を今あげました小学校2校、中学校2校が進めているわけございまして、これが公の施設に対しての統廃合と直接的には現在の段階でつながるものではないというように考えております。

○ 永露委員

今課長が直接つながるのは、統廃合と関係的にはつながるものではないというような話ですが、例えば小学校であれば12クラス以上が望ましいということですね、その理由としては色んな人的交流が深められるということなんです。中学校においても9というのはそういうことからなんでしょう。とにかく各学年が複数いたほうがいわゆる広い意味での人的交流が出来るからそういうことを目指してるんだということは第一義的にあると思うんです。それと、今言われた小中一貫校ということになると、穎田はちょっとおきますけど、菰田については基本的に小学校から中学3年まで9年間同じ仲間を過ごすという状況にあるわけなんです。そういうところが仮に小中一貫校でやろうとすると、小中一貫校になってもその状態は続くわけでしょう。それはなんら効果をもたらさないと思うんです。形が小中一貫になっただけであって、中身は同じ人間がずっと9年間過ごすわけですから、そういう状況は変わらないわけですから、そうしますとこれを解消するには当然統廃合以外にないじゃないですか、それ以外には考えられないでしょ。その悪い状況を打破するためには、というのは複数の学級を作らなければその状況は打破できないんですから、複数の学級を作るためにはそれ以外にないじゃないですか、人は増えないなら学校を合わせる以外にないでしょ。と、なりますとこのことをやる上で小中一貫教育を求める上で諸々の悪条件を解消するには、菰田は他と合併するというのを暗に示しているわけじゃないですか。ちょっといい回しがおかしくなりましたが、とにかくこの小中一貫を目指す、それと統廃合ということは課長はソフトのハードのということで直接的な関係がないといいましたが、こと菰田に関しては大きくあると思うんです。合併ということを外して

考えられないでしょ、この事業は。菰田単独でその事業が出来ますかね、いかがですか。

○ 学校教育課長

今質問者がそれぞれの学級数や小中のつながり等々も含めまして具体的なイメージを描いていただきました。実は私どもも、そのイメージも含めまして様々な組み合わせや、様々な方法について青写真を作成しているところでございます。ハード面が整備された後にソフトの推進をやっていったとしても教育効果が薄いと考えていますので、今質問者がおっしゃいましたようなことも、十分視野に入れて調査研究をバックアップしているところです。

○ 永露委員

もうひとつ端的にお尋ねしますが、今名前が出ています菰田の小中学校、颯田の小中学校、この2校については基本的には小中一貫を求めてやっていきたいと、この姿勢は確かにあるわけですね、教育委員会としては。

○ 学校教育課長

特に颯田につきましてはこれまでの教育特区の成果もありまして、キャリア教育というひとつの柱に基づいて小中での連携した活動が展開されています。菰田中学校におきましても本年度から小学校中学校ともに教員が交流する出前授業を実施しましたりする実践をスタートさせているところです。この2校につきましては小中一貫校ということにはまだたどり着いていませんが、小中一貫の教育システムを導入するということにつきましては、教育委員会の方針として持っているところでございます。

○ 永露委員

そのことは私もよく分かります。ただですね、先ほどいわれましたいわゆる地区における、1小学校、1中学校ということでのいわゆる小中一貫というのが進めやすい、物理的にやりやすいということはいわれました。ただ菰田においては同一の小中学校でそれをやるということは今までの答申書あるいは教育委員会の考え方から行くと不可能なんです。物理的に。ですから本来は1小学校1中学校その動きによって小中一貫をスムーズに行えるというメリットがあると思うんですけど、ただ、菰田の場合はそれが物理的に不可能なんです。ですからそこに基本的なものから違うよその小学校あるいは、よその中学との合併の中で、統廃合でもいいんですが、その中で小中一貫を行わなければならないという、これはある意味デメリットが出てくるわけなんです。同一の小中学校という基本から離れて今までと違う組織同士がくっついてその中で小中一貫をやっていかなければならないという、菰田の場合と颯田の場合は全く違うと思うんです。ですから、私は颯田の場合は非常にそれは地域性からいっても小学校、中学校が1校しかありませんからスムーズに移行できると思うんです。ただ、菰田の場合はそれとは違う立場での小中一貫をやろうとすれば小中一貫を行う上で大きな壁が出てくると思うんです。違うところからの合併ということ以外には出来ないんですから。ですから、これは要望しておきますけど、私は基本的には小中一貫でやることについては、可能どころがやることについては大賛成です。颯田の場合はスムーズに移行できると思うんです、ところが菰田の場合にはそれが単独で出来ない以上、合併しかありませんので、合併した上での小中一貫ということしか出来ないんですから、そこら辺の問題解決について、教育委員会としては大きな努力をされてください。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。 これをも

ちまして、公共の施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉 会) 14 : 54